

2020年8月12日

自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ (会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

第一生命ホールディングス株式会社(社長:稲垣 精二)は、2020年8月12日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、下記のとおり自己株式を取得することを決議しましたのでお知らせします。

記

1. 自己株式の取得を行う理由

機動的な資本政策の遂行および資本効率の向上を通じて株主利益の向上を図るため。

2. 取得の内容

- | | |
|---------------|--|
| (1) 取得する株式の種類 | 普通株式 |
| (2) 取得する株式の総数 | 32,000,000株(上限)
(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合2.82%) |
| (3) 株式取得価額の総額 | 300億円(上限) |
| (4) 取得期間 | 2020年8月13日～2021年3月31日 |
| (5) 取得方法 | 信託方式による市場買付 |

(ご参考) 2020年7月31日時点の自己株式の保有

- | | |
|----------------------|----------------|
| (1) 発行済株式総数(自己株式を除く) | 1,133,548,075株 |
| (2) 自己株式数 | 65,207,725株 |

※上記の自己株式数には、株式給付信託(J-ESOP)が所有する当社株式を含んでいません。
なお、2020年6月30日における株式給付信託(J-ESOP)が所有する当社株式は4,024,200株です。

以 上